①情報伝達、避難計画等に関する事項

	<u> </u>								
項目	大洲市	伊予市	西予市	延部町	内子町	愛媛県	警察署	気象台	四国地整
リスク 情 報の 周知	おいて浸水想定以上の浸水があり、 住民のリスク認識以上の被害となった。	・本市については7月豪雨の被害少なく上流側にあたるため、7月豪雨に特化した課題は無く、7月豪雨に特化した課題を報告する。 ・中山川における浸水想定区域(避難判断水位や氾濫危険水位民の設立して適切な情報周知ができなに対い。 ・現在は気象庁が発表していて判が増えた。また、水害リスクマップにも期待したい。	・野村ダム下流の浸水想定区域は 未設定であり、住民に浸水するイ メージはなかった。今後、浸水区 域図が作成されたら啓発活動して いかねばならない。	・今回の対象が玉谷川が主だが、 浸水想定区域の設定ができていないため、住民に対して情報周知が できていない。	・浸水想定区域のハザードマップを作成中。 ・平成31年度の出水期までには該当する地域(世帯毎)に配布し、警戒時の避難や地域の防災訓練で活用・周知。 ・浸水想定区域はさらなる周知が必要。	・水位周知河川に指定されている肱川 (宇和川)及び小田川を除き、肱川流域の県管理区間については、浸水組定 区域(避難判断水位や氾濫危険水位)の設定ができていないので、住民に対して適切な情報周知ができない。 ・ダム放流量と浸水区域については、多くの人が危険性の認識について希薄であったことから、ダム放流量に防災教育について、再度見直しを行う必要があると思われる。			・計画規模降雨及び想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定し公表しているが、周知方法等について、再度見直しを行う必要があると考える。
河川管理者から の情報提供等の	・異常洪水時防災操作への移行予定 るりを放流量の予測などの情報をホット ラインにより提供いただいたが、そ のれにより、どの程度の浸予激の情報 はのより、が位予測の情報 提供により判断せざるを得なかっ た。	・気象庁の洪水予報や愛媛県河 川・砂防情報システムからの水位 情報により情報収集をしているの が現状。		・気象庁の洪水予報や愛媛県河 川・砂防情報システムからの水位 情報により情報収集をしているの が現状。	・特に問題はなかったと考える。	・水位用知知に指出できた。 ・水位用知知が小に指出できた。 域の県管理所が構築では、 ・水中和川では、 ・水中和川では、 は、生本インが構築では、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 でいて、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のののでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺のが、 ・大寺のでは、 ・大寺のが、 ・大寺のが、 ・大寺のが、 ・大寺のが、 ・大寺のが、 ・大寺のが、 ・大寺のでは、 ・大寺のでは、 ・大寺ののが、 ・大寺のが、 ・大寺のが、 ・大寺のが、 ・大寺のでは、 ・大寺ので ・大寺ので、 ・大寺ので ・大寺ので、 ・大寺ので、 ・大寺ので ・大寺			・ダムの放流量と下流の被害のイメージが提供している情報で想定できるか確認する必要がある。 ・「有効な情報と住民へのであり、大手を表示できるがない。 ・「有効な情報提供や住民でのおり、検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
避難勧告等の 発令基準	・旧肱川町地域に対する発令基準の 設定がなく、また、ダム放流量による発令基準についても設定していなかった。 ・ダムの放流量に基づく浸水想定の 提供をいただき、避難情報発令基準 の見直しを行う必要がある。 ・大洲市は水位ベースで避難の有無 を判断しており、発災前に県からも アドバイスに来てもらいたい。	中小河川における氾濫に対して は、気象官署から提供される気象 情報、洪水警報の危険度分布河 環視情報及び周辺住民等から 級視情報を基に避難勧告等の なる区域を判断し、避難勧告等の	を体系的、専門的に支援できる仕組みをより一層整える必要がある。 ・野村の下流域においては、復興	が、急激な気象状況の変化には対応が困難な状態。 ・7月豪雨時は短時間での大雨により、警報発表から間もなく、住民から玉谷川の越水の情報提供があり、避難情報の発令が後手に回ってしまった。 ※県へ危機管理型水位計を設置要望中。	・特に問題はなかったと考える が、タイムラインの作成も検討。	・肱川流域の県管理河川については、タイムラインを作成していない。 ・タイムラインについていかに周知されていたか、市民にどう伝わっていたか、各行政機関へ周知や配布は行われていたかが不明、作成も近年であるっていないものと思われる。また、当時放流量による氾濫の危険性について、きちんと把握していた人は限られる。			・下流河川について、大洲市の避難 勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成していたが、県管 理区間の情報共有や連携のため、県 媛県と連携したタイムラインの見直 しが必要であると考える。 ・ダム直下においては、ダム放流量 を基準に避難判断できるようタインの見直しが必要と考える。
避難場所·避難 経路	・浸水した避難所が存在し、2次避難(体育館から校舎への垂直避難又は別施設への避難)する必要が生じ、特に、学校施設(校舎)の鍵の管理が問題となった。 ・避難所へ向かう道が早くから冠水し、避難所にたどり着けない状況が生じた。早めの避難の推奨を行っていく必要がある。	ため、土砂災害警戒区域や地すべり危険箇所が多い。大雨時には河川の洪水浸水と同様に避難場所・避難経路について十分な留意が必要。 ・警戒区域から外れている箇所においても避難所を開設したあとに	・浸水域に指定避難所があり、広 範囲が浸水した場合は、避難者数 の増加により、避難所が不足する ことが懸念される。 ・安全な指定避難場所・経路を含 めてワークショップ等で住民や愛	・短時間の大雨の影響で、洪水の ほか土砂原なもともとの影響で	路を選定している模様。現実的に 被害状況に応じて様々なルートが 想完される	・水位周知河川に指定されている肱川 (宇和川)及び小田川を除き、肱川流 域の県管理区間については、洪水浸水 想定区域を指定・公表していない。			・避難判断につながる河川水位やダム放流量などの情報について、周知 方法等を再度見直しする必要があ る。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	無計画寺に関する事項 大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	警察署	気象台	四国地整
	し、使用できない状況となった。 ・ 肱川及び河辺支所を結ぶ光ケーブルが土砂崩れにより断線し、防災行政無線による放送が両地域で流れない状況が生じていた。 ・ 防災行政無線と災害情報メール、 しアラート、緊急速報メールの配信	支援アプリの発信、登録制メール、HPなどを通じて伝達するほか、広報誌での呼びかけも行っ	・戸別受信機の置き場所や外部スピーカーとの接続などの周知も	・個別受信機を各戸に配布してお り、家の中にいる方には伝達は行 き届いていたと思われる。	受信機(一部地域)とを 手段で情報が が情報が が情報が が行いとを出り が行いとを当かれた が行いたが、るのできる情報の を増やし、要が が行いと考えし、要が が行いと考えし、要が が行いと考えいるのできる。 できるものできる。 できるものと要が が行いとを増やるのできる。 ・一方の必要が が一方で住民側にも最新情報を知に をの必要が がある。 ・一方の必要が がしいと が見いと が見いと が見いと が見いと が見いと が見いと が見いと がしいと が見いと が見いと が見いと が見いと がしいと がしいと がしいと がしたが、 がしが、 がしが、 がしが、 がしたが、 がし	・報道機関からの災害情報に回いて、 雨量情報はよく流さの放き情報に通常でいる ない放流量についての災害は近れていない。 あれていない。 もれていない。 もれていなが、 を見したがないが、 を見したがないが、 であれていなが、 をいるとのの数を を見したがないが、 であれていないであれば、 でがないが、 でがないが、 でがないが、 でがないが、 でがないが、 でがないが、 でがないが、 でがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがないが、 でがました。 にでがました。 にでがないが、 にでがました。 にでがないが、 にでがました。 にでがました。 にでがないが、 にでがないが、 にでがまた。 にでがないが、 にでがまた。 にでがないが、 にでがまた。 にでがまた。 にでがまた。 にでがないが、 にでがまた。 にでがないが、 にでがまた。 にでがないが、 にでがまた。 にでがまた。 にでいた。		・「大雨警報(浸水害)の危険度分布」及び「洪水警報の危険度分布」の提供に係る普及啓発。 ・大雨・洪水警報基準の見直し(随時)。 ・ホットラインによる、効果的なタイミングでの気象解説等の検討及び実施。	・ダム放流情報が聞き取りにくい、 聞こえても切迫感が伝わらない情報 のため避難に結びつかない。 ・住民等が避難可否を判断できる情 報が入手できない。
避難誘導体制	かなされなかつた。	・中山川における浸水想定区域の 設定など、具体的な被害想定が明 らかでないので、誘導体制が確保 できていない。 ・自主防災会による組織的な誘導 も見られなかったように思う。	制約がある場合、水防団(消防	いが、消防団や自主防災組織が誘導していたようで特に問題はないと思われる。	実施している。	・放流量と浸水区域について多くの人が危険性を認識していない、周知方法や防災教育について再度見直す必要がある。			

②水防に関する事項

項目	大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	警察署	気象台	四国地整
河川水位等に係る情報提供	・事業者に対する情報提供は、市の 防災情報メールに登録してもらうことで、避難情報の通知により行かった ととしているが、通知が来なかった という方(携帯の設定によるも の?)や、避難情報の通知だけった意 見があった。	・水防団等による河川巡回による 情報の共有及び連絡手段の再構築 が必要。	・海抜0mから1400mまでと広大な西予市において、大規模災害時に各地区に応じた状況判断、情報収集は困難であった。 ・水位周知河川については水位計がついて今後水位計が付くため、情報収集の在り方、活かし方が今後の課題。 ・情報提供については市民を逃げる気にない。		・河川課から適宜FAXが送られてきているが、災害対策本部でも河川の水位状況は逐次確認している。 ・町全域において水位計が未設置であるため、水位の把握が容易に行えない箇所がある。 ・水防団による河川巡視を共有している状況。 ・河川水位(知清・大瀬観測所)において、予測される河川水位(30分、60分単位?)の情報提供。	・河川水位情報及び洪水予報は入って くるものの、河川水位予想や放流予想 は入ってこない。数時間後までの予想 があれば参考となるのではないか。	・自治体や国土交通省等との所有 報連携ができているの発災がかか。 現場対応に追われ、のリットの 現場が対応に追ができる。 が対応ががどのようない。 ・ダムの放流がどのようないがをもたらます。 をもたででのようなながををもでいるがでをしている。 ・ダムのなががといるがであるが、でいるがでいる。 をもでいる。 ・ダムのながといるがであるがでいる。 ・ダムのながといる。 ・ダムのながといる。 ・ダムのながといる。 ・ダムのながといる。 ・ダムのながといる。 ・ダムのないでのないである。 ・ダムのないでのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないでは、 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないである。 ・ダムのないでは、 ・ダんのないでは、 ・ダんのないでは、 ・ダんのないでは、 ・ダんのないでは、 ・ダんのないでは、 ・ダんのないでは、 ・ダんのないでは、 ・ダんのないでは、 ・ダんのでは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		・水位観測所等が浸水して機能不全となった箇所がある。 ・現在、応急復旧が完成しているが再度対応防止のための災害復旧を予定している。 ・河川水位やダム放流量などの河川情報の周知方法の検討。
河川の巡視区間	・水防団の巡視により得た情報が対 賃本部に上手く伝達しきれていな かった。	・伊予市水防計画に基づき河川巡 視を実施している。	・異常な降水量時に巡視活動を行なう場合、水防(消防) 団の安全確保に懸念がある。 ・異常気象の予測により、肱川に設置されている農業用可動堰の巡視、管理者への連絡(堰の倒伏による出水準備)を行い、堰上流の河川水位低下を徹底すべきだった。	・消防団の具体的な巡視区間は特に把握していないが、地域防災計画に記載の区間や民家に影響のある区間を主に巡視していただいているものと思っている。	・消防団(水防団)が主になり実施。危険個所には近寄らないなど 安全確保に努めることにより、特に問題なく実施できた。	・出水期前に、自治体、警察、消防と 重要水防箇所の合同巡視を実施してい るが、地域住民にも参加を呼び掛ける 必要がある。			・ダム放流に関する警報巡視について、浸水により通行できない箇所があった。今後は、複数の迂回路を検討しておく必要がある。
水防機材の整備 状況	・避難所等に設置している防災倉庫 が浸水し、中に保管していた資機材 が使用できなくなった。	・製作済み土のうの保管場所及び 数量についての把握と関係機関で の情報共有。 ・必要な数量が不明なため実際の活動には不十分さが否めない。 ・伊予消防署に水防資器材を備蓄 している。 ・土のう袋は耐久性のあるものを 使用し、保有数等のにしている。 ・使用できる状態にしている。	・・ 通信手段の催保、女主装偏品の配備が必要。 ・ ・ 救助用ボート、土のうスタンド等、備えのない資機材の配備が必要だと感じた。 ・ ・ 今回の豪雨災害では、配備している土のう袋に不足が生じた。 標著 にないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	・土のうに使う土がすべてなく なってしまった。夜間に町内の土 木業者にお願いして土のうを作ら せてもらった。	・土のうについては作り置きはなく、都度消防団が対応しているが特に問題はなかった。土のう袋など消耗資機材は適宜補充。 ・土のう袋は分散して配備することも今後は必要。	・中予地方局建設部や西予土木事務所は、管内の資材保管場所が1箇所しかなく、輸送路が寸断された場合、資機材の使用が出来ない。 ・大洲土木事務所では、水防倉庫(大洲市中村)に水防資機材を備蓄しているが、洪水による備蓄資機材の流出を想定した支援体制を検討する必要がある。			
市町村庁舎、災害拠点病院等の 水害時における 対応		・中山川における浸水想定区域の 設定など、具体的な被害想定が明 らかでない。	一甲氏病院は30センナ不河の皮小が	・広田支所が広田地域の災害対策 拠点となるが、7月豪雨時は玉谷 川の越水により駐車場が一部浸 水。災害対策業務に支障はなかっ たが、7月豪雨以上の大雨の場合 には広田支所が使用できない可能 性も考えられる。 ・越水は流木による影響もあると 思われるが、抜本的な解決策が見 出せていない。	ていないため、機能低下の恐れが	・平成30年7月豪雨時には、大洲庁舎が 浸水しかけ、周辺の水位が下がるま で、庁舎からの巡視、庁舎外からの進 入ができなかった。	・大洲署庁舎周辺の浸水により 署が孤立するとともに、庁舎1 Fフロアーが完全に水没。 ・浸水被害を踏まえ、署の代替 施設を選定するとともに同施設 の効果的な運用要領等を構築す る。		・肱川出張所が浸水したが、浸水前に防災ステーションに移動して災害対応を行った。 ・防災ステーションには、CCTVカメラを見るための設備がなく、情報収集に苦慮した。

③氾濫水の排除、施設運用等に関する事項

項目	大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	警察署	気象台	四国地整
資機材の操作・ 運用	・・支 一				・樋門の操作点検を出水期前に実 施しており、特に問題なく操作で きた。 ・しかしながら、想定最大規模降 で基準とともに操作員の避難基操 等が作成できていため。また、 通門閉扉により、内水被害の発生 が懸念される。	・出水期前に、自治体、消防団と樋 門・陸閘の操作点検を実施している が、操作員の安全確保のための避難基 準ができていない。			・大洲市の要請で西大洲地区に排水ポンプ車を配置し、排水作業を行ったが、現地状況を確認するCCTVカメラもなく、情報場もないため、現地での排水作業等の状況把握ができなかった。 ・今後は大洲市と連携しながら、どういった情報共有ができるか検討したい。
既存ダムにおけ る洪水調節の操 作・運用			・今回の災害を踏まえ、ダム操作 規則の検証等が必要と考える。 ・より有効な操作ルールを検討し ていただくことを要望していると ころ。						・柔軟なダム操作はできなかったのかなど、住民からダム操作についての意見あり。 ・「ダム検証等の場」の結果及び鹿野川ダム改造事業による増量された治水容量を有効に活用できるよう、操作ルールを改定する。

●平成30年7月豪雨対応での効果と課題

●平成30年/月)平成30年7月豪雨対応での効果と課題									
項目	大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	警察署	気象台	四国地整	
効果があったと 思われる対応・ 取組	・三善地区において、作成した避難 カードを用いた避難行動が行えた。 ・国交省からの排水ポンプ車の支援 (洪水初期の浸水被害軽減及び浸水 被害後の内水排除による復旧作業)		・野村ダム下流での戸別訪問、対 面による避難呼びかけは、一定の 効果があったと思われる。		・関係・ は	・通常は、発災後には年間維持工事ということで河川の維持工事を担うまな大規にお願いするが、今回のようしてこな大規ののときにはある程を選定し、そこがでいる業者を選定としてでいたがく仕組みをとった。今日の試みであり。	・早期に大洲市内への流入車両 を規制したことにより、車両の 水没事案や立ち往生等による交 通渋滞を緩和。		・排水ポンプ車について、大洲河川 国道事務所で保有している6台に加 え、他事務所からの支援2台の計8 台で排水作業を行い、内水被害軽減 に努めた。	
今後、改善や新必 たにがるという。 かっとないました。 かったとないます。 かったと	・ダムの放流量に基づく浸水想定の 提供をいただき、避難情報発令基準 の見直しを行う必要がある。 ・激特事業により概ね5年間で短期 的かつ集により概防整備等が悪なる をでいたいではあるのででである。 がも今後増加しているではいまでは が連携して実施する必要がある。		・避難指示を行う首長の意思決定を体系的、専門的に支援できるある。 ・通信手段の確保、安全装備品の配備が必要。 ・今回の災害では、水害以外だけし、が高型の対応が追い付かない状況にも道路の対応が追い付かないが消防である。 ・農業用取水堰の管理者への連絡管理指導等。	・水位計が付いたあとには、タイ ムラインの作成に努めていきた い。	・各地域において防災士が中心と	・計画で想定していない災害が起こった際に、防災情報の提供や避難行動に 資する取組として、県としては危機管 理型水位計や水害リスクマップ等、住 民の避難行動を支援・強化していく。		発。 ・大雨・洪水警報基準の見直し(随時)。 ・ホットラインによる、効果的なタイミングでの気象解説等の検討及び実施。	・浸水想定区域についての周知方法の再検討。 ・「ダム検証等の場」による検証結果を踏まえた対応の実施。 ・タイムラインの見直し。 ・河川水位やダム放流量などの河川情報の周知方法の検討。 ・今回洪水を風化させないため、洪等記場のはとともに自主防災組織や小中学校などでの防災教育に活機やいいく必要がある。	